

鳥取県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
北栄町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
米里谷川（Ⅰ－2－26－22－3）、西米里谷川（Ⅰ－2－26－22－4）、西下米里谷川（Ⅰ－2－26－22－5）、下西高尾谷川（Ⅰ－2－26－23－1）、原左谷川（Ⅰ－2－26－23－4）、南向山谷川（Ⅱ－2－26－22－1）、西高尾谷川（Ⅱ－2－26－23－1）、上種谷川（Ⅱ－2－26－23－2）、東上種谷川（Ⅱ－2－26－23－3）、北米里谷川（Ⅲ－2－26－22－1）、東原谷川（Ⅲ－2－26－23－1）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年法律第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
北栄町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
国坂1地区（Ⅰ－793）、国坂2地区（Ⅰ－794）、中尾地区（Ⅰ－795）、北条島地区（Ⅰ－796）、一の崎地区（Ⅰ－797）、三の崎地区（Ⅰ－798）、姥ヶ谷地区（Ⅰ－799）、亀崎1地区（Ⅰ－800）、大谷地区（Ⅰ－801）、舟渡地区（Ⅰ－802）、鎌谷地区（Ⅰ－803）、谷地区（Ⅰ－804）、坂場地区（Ⅰ－805）、西曲地区（Ⅰ－806）、原1地区（Ⅰ－807）、原2地区（Ⅰ－808）、穂波地区（Ⅰ－809）、六尾地区（Ⅰ－811）、瀬戸地区（Ⅰ－812）、西穂波地区（Ⅰ－813）、向屋敷地区（Ⅰ－815）、東宮谷地区（Ⅰ－816）、亀谷1地区（Ⅰ－817）、亀谷2地区（Ⅰ－818）、下種地区（Ⅰ－819）、下種5地区（Ⅰ－820）、上種地区（Ⅰ－821）、亀谷4地区（Ⅰ－1159）、曲地区（Ⅰ－1410）、原3地区（Ⅰ－1411）、穂波2地区（Ⅰ－1412）、下種2地区（Ⅰ－1413）、下種3地区（Ⅰ－1414）、西高尾2地区（Ⅰ－1415）、東高尾地区（Ⅰ－1416）、亀崎2地区（Ⅰ－人工39）、国坂3地区（Ⅱ－2796）、国坂5地区（Ⅱ－2798）、国坂6地区（Ⅱ－2799）、土下地区（Ⅱ－2801）、米里地区（Ⅱ－2802）、米里2地区（Ⅱ－2803）、米里3地区（Ⅱ－2804）、米里4地区（Ⅱ－2805）、米里5地区（Ⅱ－2806）、米里6地区（Ⅱ－2807）、北条島2地区（Ⅱ－2808）、北尾地区（Ⅱ－2809）、曲2地区（Ⅱ－2810）、曲3地区（Ⅱ－2811）、曲4地区（Ⅱ－2812）、曲5地区（Ⅱ－2813）、西園地区（Ⅱ－2814）、穂波3地区（Ⅱ－2815）、瀬戸2地区（Ⅱ－2816）、由良宿地区（Ⅱ－2817）、亀谷5地区（Ⅱ－2818）、亀谷6地区（Ⅱ－2819）、下種4地区（Ⅱ－2820）、岩坪地区（Ⅱ－2821）、岩坪2地区（Ⅱ－2822）、上種2地区（Ⅱ－2823）、上種3地区（Ⅱ－2824）、西高尾3地区（Ⅱ－2825）、西高尾4地区（Ⅱ－2826）、穂波4地区（Ⅱ－3617）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）